

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 31 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発0731第2号
令和2年7月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和2年8月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「特定保険医療材料の定義について」（令和2年3月5日保医発0305第12号）
の一部改正について

別添

「特定保険医療材料の定義について」
(令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの057(3)⑧ウiv中「アルミナマトリックス複合材料」を「アルミナマトリックス複合材料又はアルミナ強化ジルコニア複合材料」に改める。

(別添参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保健医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～056 (略)</p> <p>057 人工股関節用材料</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 骨盤側材料・ライナー・特殊型 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。</p> <p>i～iii (略)</p> <p>iv 材質がジルコニア強化高純度アルミナマトリックス複合材料又はアルミナ強化ジルコニア複合材料であること。</p> <p>⑨～⑳ (略)</p> <p>058～206 (略)</p> <p>III～IX (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保健医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～056 (略)</p> <p>057 人工股関節用材料</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 骨盤側材料・ライナー・特殊型 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。</p> <p>i～iii (略)</p> <p>iv 材質がジルコニア強化高純度アルミナマトリックス複合材料であること。</p> <p>⑨～⑳ (略)</p> <p>058～206 (略)</p> <p>III～IX (略)</p>